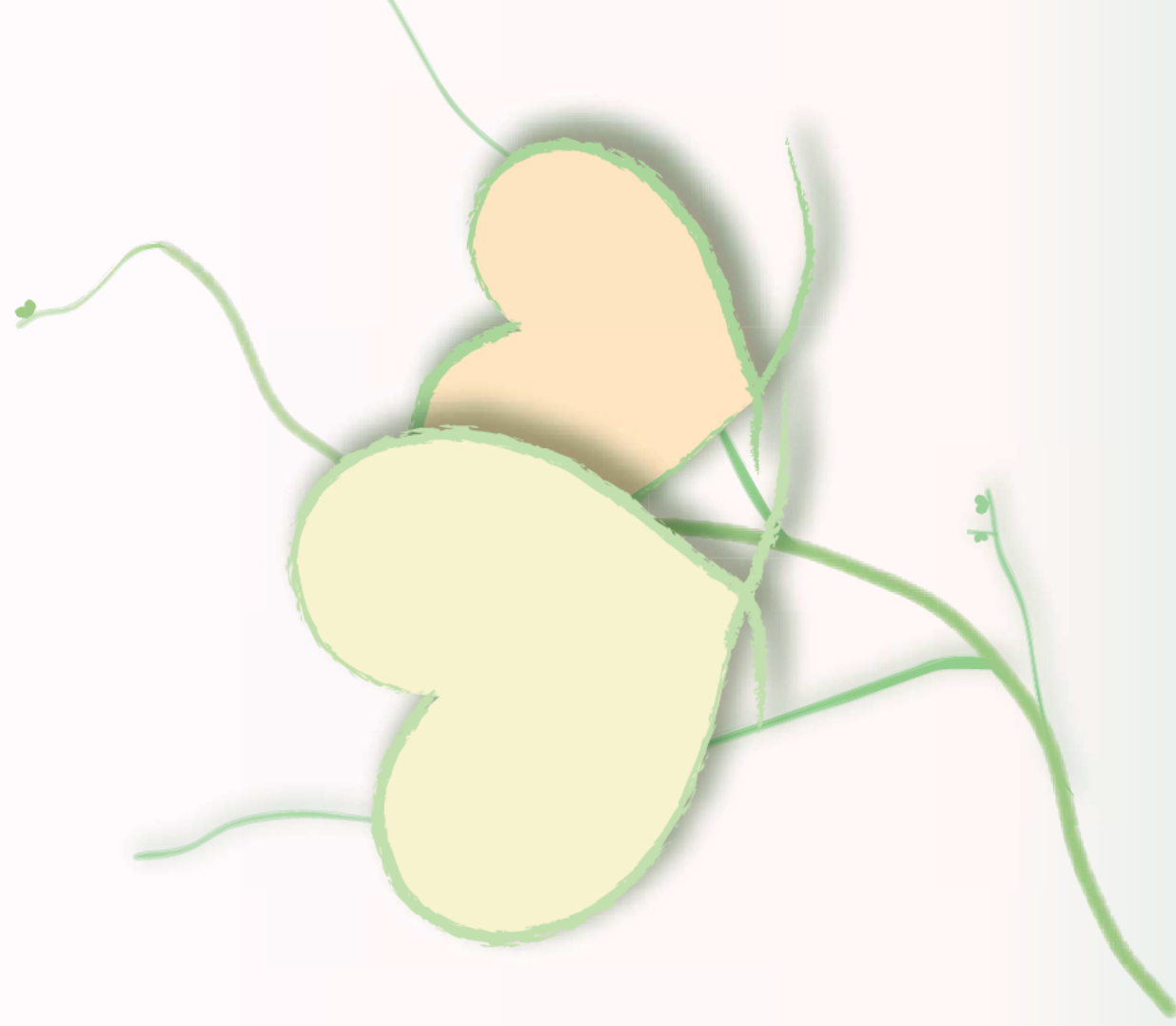
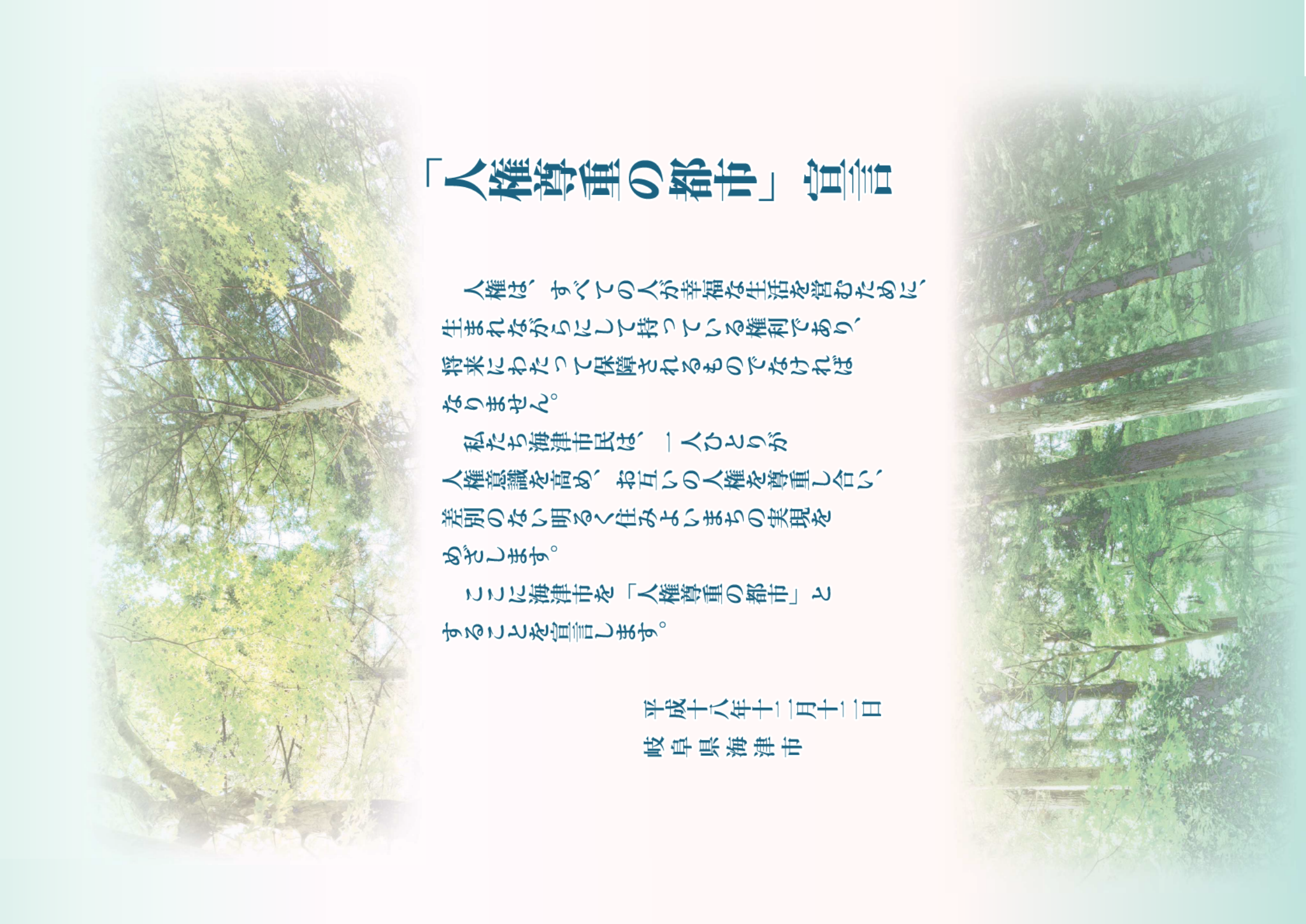


海津市人権教育・啓発基本計画 (第2次改定版)



平成 29 年 3 月
岐阜県海津市



「人権尊重の都市」宣言

人権は、すべての人が幸福な生活を営むために、生まれながらにして持っている権利であり、将来にわたって保障されるものでなければなりません。

私たち海津市民は、一人ひとりが人権意識を高め、お互いの人権を尊重し合い、差別のない明るく住みよいまちの実現をめざします。

ここに海津市を「人権尊重の都市」とすることを宣言します。

平成十八年十二月十二日
岐阜県海津市

1. 計画改定の趣旨

海津市では、平成 24(2012)年に策定した「海津市人権教育・啓発基本計画（第 1 次改定版）」に基づき、基本理念である「人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会の実現」に向け、多岐にわたる問題を総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発に関する施策を推進してきました。

しかし、少子高齢化の進展、社会構造の複雑多様化、世帯構造の変化による高齢世帯や単独

世帯などの増加による家族関係の希薄化や地域社会のつながりの低下により様々な生活課題、福祉課題を抱える人々が増加しています。

このような社会的背景や、国・県の動向を踏まえ、本市においても人権教育・啓発を総合的かつさらに効果的に行うために、「海津市人権教育・啓発基本計画（第 2 次改定版）」を策定することとしました。

2. 計画の期間

平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 か年とします。



3. 計画の基本理念

本計画は、平成 18（2006）年 12 月 12 日に採択された「人権尊重の都市」宣言に基づき、「人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよいまちの実現」をめざして策定するものです。

この基本理念は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」における人権尊重の理念（自分

の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方）及び岐阜県の「人権施策推進指針における基本理念（一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進すること）」に準ずるものです。

4. 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育・啓発推進法第2条）を指し、生涯学習の視点に立ち、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、市民一人ひとりのライフステージに合わせ、子どもから大人に至るまで継続して実施します。

推進施策

- ・ 発達段階に応じた学校教育
- ・ 教職員研修の充実
- ・ 人権推進関係団体への支援
- ・ 学校と家庭・地域の連携の充実
- ・ 生涯学習の充実
- ・ 地域活動を支える担い手の育成
- ・ 人権推進関係団体への支援

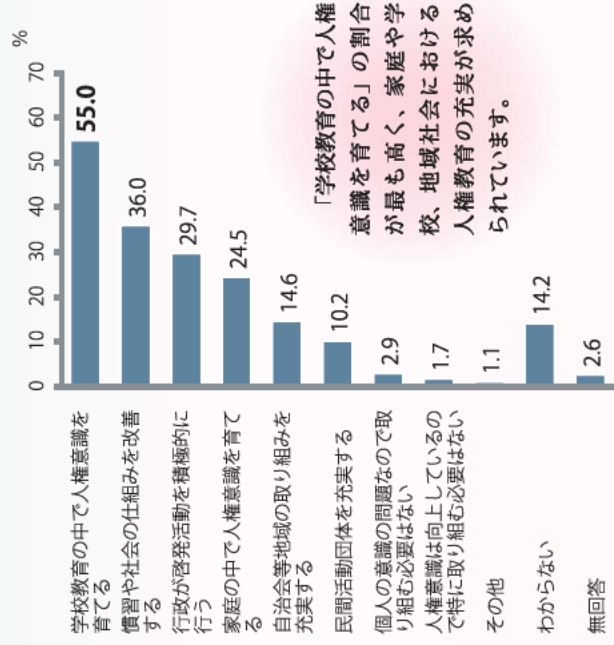
(2) 人権啓発

人権啓発とは、「人々に人権尊重の理念を普及させ、これに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」（人権教育・啓発推進法第2条）を指し、人権教育と同様に、市民一人ひとりのライフステージでほかの人の人権に配慮した行動をとることが日常生活の中に根付くよう、研修や広報活動などの事業を推進します。

推進施策

- ・ 「人権尊重の都市」宣言の周知
- ・ 人権作品の募集
- ・ 人権講演会の充実
- ・ 人権擁護委員活動の支援
- ・ 国との連携

図 人権問題に理解を深め、人権意識を高めるために必要な取組について

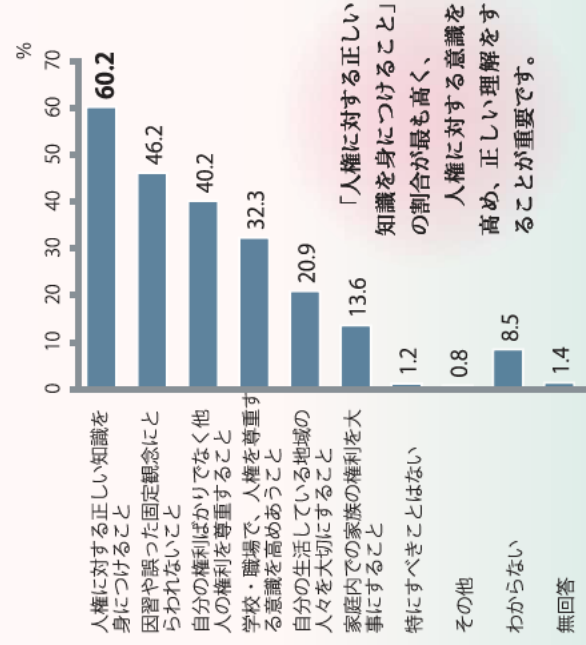


「学校教育の中で人権意識を育てる」の割合が最も高く、家庭や学校、地域社会における人権教育の充実が求められています。

(回答者数=656)

資料：海津市人権に関する市民意識調査

図 人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきことについて



「人権に対する正しい知識を身につけること」の割合が最も高く、人権に対する意識を高め、正しい理解をすることが重要です。

(回答者数=656)

資料：海津市人権に関する市民意識調査

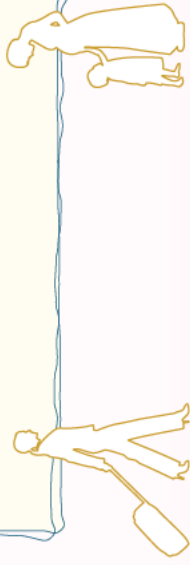
5. 様々な人権課題に対する取組

(1) 女性

職場における男女不平等を解消し、女性が活躍できるような取組への支援が必要です。また、男女が対等なパートナーとして、家庭生活や仕事に参画し、同様の責任を担うためにも、固定的な性別役割分担意識を払拭し仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る社会環境づくりに努めます。

推進施策

- ・男女共同参画社会の形成のための啓発活動の充実
- ・女性等に対するあらゆる人権侵害の防止
- ・施策・方針決定の場における女性の参画の拡大



(2) 子ども

少子化や核家族化、ひとり親家庭の増加などによる子育ての孤立化や、児童の商業的性的搾取、いじめ、不登校、体罰、少年非行、薬物乱用、家庭内暴力、スマートフォンを介したインターネット上の書き込みによるトラブルや人権侵害など、子どもたちの人権をめぐる問題があります。

今後は、人権尊重の教育の充実による人権感覚を身に付けた子どもの育成に努め、いじめや虐待の早期発見、未然防止をめざした体制づくりに努めます。

推進施策

- ・子どもの権利についての啓発
- ・児童虐待の防止と早期対応
- ・子どもの人権意識の育成



(3) 高齢者

生涯を健康で生きがいを持ちながら地域の中でいきいきと暮らせるよう、生涯学習・生涯スポーツなどへの参加を促進し、能力やその経験をいかした社会参加への支援を行います。

また、認知症や寝たきり、一人暮らしなど自らの意思を表明することが困難な高齢者も増加が予測されます。このため、高齢者に対する差別や偏見の解消を図るための人権啓発を推進します。

推進施策

- ・高齢者の人権についての啓発
- ・高齢者の就労機会の拡大
- ・高齢者の社会参加機会の拡充
- ・高齢者の権利擁護



(4) 障がいのある人

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活の場、雇用の場、社会活動の場の確保に努めるとともに、福祉サービスの量的、質的な充実を図ります。また、市民一人ひとりが障がいのある人への正しい理解を深めるように市報や市ホームページなどを積極的に活用し、啓発や交流事業を推進します。

推進施策

- ・発達障がい児（者）への支援の充実
- ・障がいのある人の就労機会の拡大
- ・障がいのある人の権利擁護

(5) 同和問題

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。解決に向け、教育・啓発活動の推進とともに、同和問題に関する相談・支援体制の充実や市の広報紙等による啓発、講演会・研修会・シンポジウムの開催に努めます。

推進施策

- ・同和問題についての啓発
- ・人権・同和教育の充実
- ・インターネット上の人権侵害の解消
- ・えせ同和行為の排除

(6) 外国人

外国人と日本人が地域の中で共に生活する多文化共生社会を実現するために、国際的視野に立ち、異なる文化、生活習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合う意識や態度を育みます。また、日本語能力の不十分さによる地域社会でのトラブルを防ぐために、日本語学習の機会や相談窓口の充実を図ります。

推進施策

- ・外国人の人権についての啓発
- ・言葉に対する支援の充実
- ・日常生活に対する支援の充実

(7) HIV感染者・ハンセン病患者等

感染症に対する理解や認識がまだまだ不足している現状がみられるため、患者や元患者、家族などの人権に十分に配慮しながら、正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消、人権尊重の意識の高揚を図る啓発に努めます。

推進施策

- ・HIV感染症・ハンセン病に関する啓発
- ・人権教育の充実

(8) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人が地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の更生への強い意欲と家庭、職場、地域など周囲の支援が大切です。差別や偏見を持たない確かな人権感覚を身につける啓発を行うなど、復帰しやすい環境づくりに努めます。

推進施策

- ・刑を終えて出所した人に関する啓発
- ・相談・支援体制の充実

(9) 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族などの人権が侵害されるケースは様々ですが、プライバシーの保護を基本とした啓発はもろろんのこと、学校教育、生涯学習を通じて犯罪被害者とその家族の人権に対する理解や認識を深めることが必要です。また、犯罪被害者とその家族のための相談・支援業務を行っている専門機関・関連機関との連携の強化・各種相談窓口の周知を図ります。

推進施策

- ・犯罪被害者等に関する啓発
- ・相談・支援体制の充実

(10) インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害を防止または解決するために違法な情報発信者に対する取締りや個人情報保護を推進します。また、利用者や管理者に対して、正しい理解を深めるための教育・啓発の推進やインターネット上の人権侵害などに関する問題に対して、関連機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。

推進施策

- ・情報と人権侵害との関連についての啓発
- ・個人情報保護の推進
- ・情報教育の推進

(11) 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による拉致被害者の人権侵害問題の解決は重要な課題であり「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～12月16日)が設けられるなど、啓発が進められており、この問題への関心と認識をさらに深める必要があります。

国、岐阜県との連携を図りながら、市民に対して、拉致問題に対する関心と認識を深めていくための啓発活動の充実に努めます。

推進施策

- ・拉致被害者の人権についての啓発

(12) その他の人権

アイヌの人々、ホームレスとなった人々、性同一性障がいの人々、性的指向の異なる人など多様な人権問題は、日常生活から新たに生まれることが考えられます。

偏見や嫌がらせ、差別等の社会生活上の制約の解消に向け、正しい知識の普及や、偏見や差別の解消をめざした啓発活動を推進します。

推進施策

- ・人権についての啓発活動の充実
- ・人権相談の充実

6. 計画の推進

関係部局や関係市民団体の代表者等から成る「海津市人権・同和行政問題協議会」を設置し、様々な人権施策を推進するにあたって、「人権尊重の都市」宣言に基づき、人権・同和行政を総合的かつ効果的な推進を図ります。また、関係部局長によって構成される「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」が、役割分担の明確化と緊密な連携を図り、人権教育・啓発活動の計画的な推進に努めます。



海津市人権教育・啓発基本計画（第2次改定版）ダイジェスト版

発行年月：平成29年3月

発 行：海津市

編 集：市民環境部 市民活動推進課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515

電 話：0584-53-3194（直通）

F A X：0584-53-1598